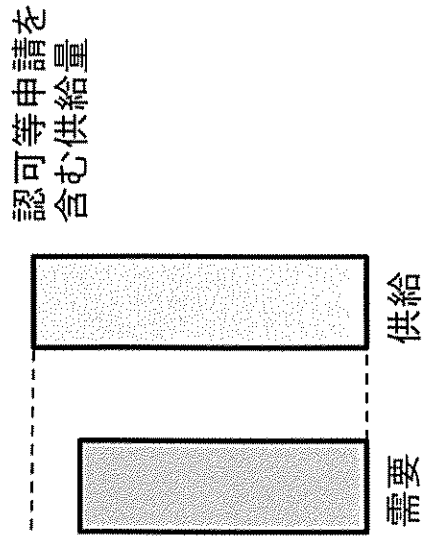


## 認定こども園に移行する場合の需給調整について

### 基本指針から

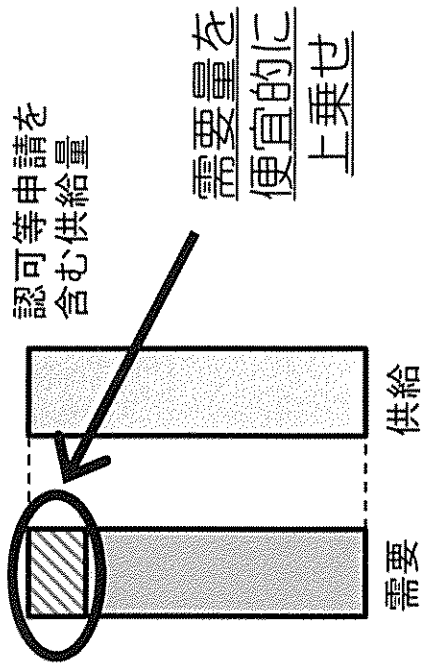
幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進するため、一定の配慮が必要とされている。  
 このため都道府県は、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合、  
**需要 + 「都道府県計画で定める数」 ≥ 供給** であれば、原則認可・認定することとされている。

### 原則としては



供給過剰となる場合、認可・認定  
しなくてもよい。

### 認定こども園への移行の場合



既存施設の場合、県が便宜的に上  
乗せした需要量に供給量が達する  
まで、認可・認定をする。